

-----  
11 番 濱 井 初 男 議 員  
-----

議長（中西 康雄君）

通告順 9 番、濱井初男議員の発言を許可します。

-----  
11 番（濱井 初男君）

議席番号 11 番の濱井初男でございます。

昨日に続きまして、本日も今まさに大台町が抱えます重要課題であります財政、水関係、あるいはデマンドタクシーなどにつきまして、大所高所から活発かつ真剣な質問と、それに対する答弁が行われてまいりました。

最後の質問者となりますが、私からは 3 項目にわたりまして質問の許可をいただきたいと思っております。

公共施設の耐震化など、安心・安全なまちづくりについてお伺いをいたします。本町の本年度の重点施策の 1 つといたしまして、安心・安全なまちづくりのため、学校や橋梁など公共施設の耐震化を推進するとともに、防災行政無線の統合整備を進めて、町内全戸に戸別受信機の配置を図るため、今年度は基地局及び中継局の整備、電線埋設工事に着手をいたしまして、来年度に戸別受信機を設置するという計画となっております。

また、非常用用水器、簡易電動ベット（折り畳み）などの避難所用備品の整備、住まいの木造住宅耐震診断、耐震補強工事にも配慮されております。財政厳しい中ではありますが、町民の生命と財産を守るという町の役割を果たすべく、着実に防災行政が進んでいるものと思っております。このことにつきましては、町長のリーダーシップの現われと評価したいと思います。いつ遭遇するかも知れない大地震、大型台風、集中豪雨などによる大災害に対処することは、自助、共助、公助の精神をもって町全体、そして町民総参加で行うのが基本であると思っております。

16 年度の台風 21 号、集中豪雨による大被害を経験している私たち大台町におきましては、とりわけこのことを決して忘れずに、普段から備えを十分にして発生時には被がいをも最小限に抑えるように

して、訓練と備えに取り組んでいくことが極めて重要であると考えております。

そこで、本日は4点に絞って質問をいたします。

耐震改修促進法第6条に規定する学校関係、災がいの活動拠点や避難場所などとして、重要な町が所有する公共建築物及び建築物以外のものも含めての文化財などの耐震化の状況と、耐震化計画について伺いたいと思います。

2つ目でございます。ヘリコプター離発着の確保についてお伺いをいたします。災がい対策基本法第5条第1項に、市町村は地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災がいから保護するため、防災に関する計画を作成し及び恒例に基づきこれを実施する責務を有すると規定されております。

これに基づきまして、大台町防災会議におきまして大台町地域防災計画が作成されたところでございます。この防災計画によりまして、ヘリポートは協和中学校グラウンド、大台町中学校グラウンド、弥起井工業団地グラウンド、それから宮川中学校グラウンド、大台町町民運動場、それから大杉谷の地域総合センターグラウンド、宮川総合支所ヘリポートの7箇所となっております。16年災がいを経験しております、振り返ったときにですね、この7箇所で十分であるか、そのように考えておられるのか、お伺いをいたします。ヘリポートの設置基準に沿った内容になっているかも同時にお伺いしたいと思います。

例えばヘリコプターの機能を事前に確認しておくということ、あるいは地面は堅固で傾斜9度以内であること、風の方向がわかるようヘリポートの近くに吹き流し、または旗を立てること、着陸地点は石灰等でH字に を付して、そういった記号を表示すること、あるいはヘリポートには立入禁止などの条件、こういったものがあるわけですが、こういった条件は満たされているのかということでございます。いざというときに、使える状態になっておるのか、吹き流しや旗などの準備はできておるのか、適宜点検しておく必要があると思いますが、このことについて見解を求めたいと思います。

それから3つ目でございます。防災マニュアル、防災マップの作成についてでございます。避難所設置マニュアル、設置運営マニュアル、情報伝達マニュアル、防災訓練マニュアル、物資調達マニュアル、初動体制マニュアルなどの防災マニュアル作成計画がございます。作成状況はいかがなものか、そしてこれらについて本当に実効性のあるものとなっておりますのかどうか、また危険箇所、避難経路、避難場所、湧き水、井戸などの場所が一目でわかる防災マップの作成につきまして、総合計画の主要事業として記載されております。実施計画では21年度作成予定となっております。町民の皆さんに安心を持っていただくためにも、この防災マップの作成を急ぐことが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

4つ目でございます。夜間を想定した防災、避難訓練の実施計画の有無及び保育園、学校、病院な

どの公共施設の防災避難訓練の実施状況などについて質問します。地域防災計画の中で、震災対策及び風水害対策の一環としまして防災訓練実施計画に基づき、防災関係機関と連携しながら実施することになっております。夜間の発生を想定した防災訓練の実施計画も定期的に必要と思われれます。実施計画はございますか、どのようにお考えでしょうか。

また、学校、図書館、病院などは消防法に定めるところによりまして、消防計画を作成し消火、通報及び避難訓練を定期的に実施しなければならないと定められております。実施の状況についても伺いしたいと思います。

以上、4点よろしくお願いいたします。見解を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは公共施設の耐震化等について、お答えをいたします。

1点目の避難所、文化財などの耐震対策でございますが、この対策にあたりましては、まず耐震調査が必要でありまして、耐震基準が改正をされました昭和56年5月以前に着工のものを対象として調査を進めております。調査の実施状況につきましては町所有の建築物188件のうち対象物件は57件あり、このうち26件については調査を終えておりますが、残る31件についてはまだ現在未調査となっております。ただし、この件数には倉庫と車庫等も含まれておりまして、これらを除く集客的、あるいは随時に利用する集会所等の未調査件数は、キャンプ村のバンガローを含めて19件となっております。

調査結果についてですが、26件のうち1件を除いては何らかの耐震化が必要との結果が出ておりまして、特に懸念される保育所、小中学校優先して順次耐震化を進めているところでございます。平成20年度予算をもって保育所、学校施設はすべて対策を終えることとなります。今後は17件の未調査物件の調査と、耐震化の必要な公民館や集会所について、補強あるいは建て替えが適当であるか、または取り壊しを行うか、避難所としての必要性など、今後の施設のあり方を踏まえて検討してまいり

ますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の防災ヘリコプターの指定離発着場の確保についてですが、日進地域から大杉谷地域まで学校グラウンド等、町内7箇所を指定いたしております。この7箇所を物資、要員の集積拠点として、孤立化などで必要な地域へ輸送することとしておりますが、ヘリの移動性能から拠点7箇所があれば対応できるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

ただ、申されましたように、そのヘリ機能を勘案してがら吹き流しの準備なり、あるいはHにの記号なり、立入禁止等の条件等々、とりわけその設備的なですね、吹き流しなんかの準備はまだいたしてありませんが、こういったようなことも順次整備をしていく必要があろうかと思ひます。緊急的に対応していかねばならないというようなこともございますので、順次対応いたしていきたく思ひます。

次に、3点目の防災マニュアル、防災マップの作成についてですが、住民にもわかりやすいマニュアルを配布したいと考えておりますが、全町を対象にいたしますマニュアルでは、一般的な内容とならざるを得ませんので、日ごろの備えや災がいつの行動について自分の状況に応じて、例えば避難所が近くにある場合や離れている場合、移動手段の有無などマニュアルを基に、家庭や地域内で自主防災対策について話し合いができるようなものを作成いたしたいと考えております。

なお、防災マップにつきましても同時に配布することが適当と考えておりますが、現在、三重県が主体となって平成19年度から急傾斜地調査を行っていただいております。その成果を反映して平成21年度中の作成を予定いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、4点目の夜間を想定した防災避難訓練の計画の有無と、保育園、学校、病院等公共施設への防災避難訓練についてですが、まず夜間を想定した防災避難訓練につきましても、確かに災がいつは時間を問わず発生をいたします。特に大地震が夜間に発生すれば、より混乱が生じますので昼夜問わずに日ごろから災がいつの行動を考えておく必要がございますし、いざというときに的確に行動するためには、訓練を通じて身に付けておくことが大切でございます。

そのため本年から定期的に自主防災体制を基にした、要援護者等の避難や情報伝達訓練を中心とする全町的な訓練を考えておりますが、関係機関の協力も必要でございますので、おそらく日中での実施にならざるを得ないと考えております。しかし、ご指摘のように夜間訓練の経験をしておくことも大切でございますので、各区、各自主防災単位で夜間訓練を取り入れられないか、地域と協議させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、保育園、学校、病院等の公共施設では、施設ごとに随時、ときには消防署の協力を得て年2、3回程度、報徳病院におきましては消防法の規定により、年2回以上の訓練を実施することが義務づ

けられておりますことから、本年も5月29日に実施し、そのような災がいに備えているところでございます。

これらの施設は常に多数の滞在者を抱えておりますことから、他の公共施設に比べても常に警戒し、訓練を積んでおくことが必要でございますので、引き続き体制を確保するよう指導してまいります。

また、これらの施設には近日中に緊急地震通報装置を設置し、この装置を活用した訓練等さまざまな想定での訓練を通じて、万全を期するよう指導してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

また、住民等の防災訓練のほか、他の体制整備や橋梁の耐震化、急傾斜地対策等にも着々と取り組んでまいります。本年度は防災体制の基盤ともなります情報通信体制を確保するため、同報系防災行政無線の統合整備を行い、来年度はより確実な情報伝達を可能とする戸別受信機の全戸設置を進めてまいります。

橋梁の耐震化につきましても順次進めておりまして、15m以上の橋梁につきましても、平成24年度で耐震化を終える見込みでありますし、本年度は15m未満の橋梁の調査を行ってまいります。その他急傾斜地対策、治山対策についても国・県とも常に連携して必要な対策を講じられるように協議を重ねてまいります。

議員ご指摘のように、町民の安心・安全は町の重点施策でありますので、さまざまな分野で安心・安全なまちづくりを進めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

-----  
議長（中西 康雄君）

濱井議員。

-----  
11番（濱井 初男君）

ご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。大台町におけます住宅建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画としまして、大台町耐震改修促進計画がつけられております。これは具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定めたものであると、理解しておりま

すけども、これはホームページに出ております。

この計画によりますと、さきほど町長が言われましたとおり、答弁されましたとおり、耐震診断を行った26棟のうち25棟の耐震化が必要となっているということでございました。これ以外の耐震診断が必要な建物については、さきほど町長から17棟ということでございました。これらにつきましては56年の5月以前に建設された町所有の建築物であることからですね、56年6月以降の建物につきましても、やはり建築物の形態等によりしては、耐震性が不十分であるというようなこともあるとは思われます。耐震診断、耐震改修を実施していくというような方向もあるようでございますけども、これどういうふうに耐震診断を行っていったらいいのか、どういうふうな今お考えなのか、これから検討していくのかというようなことをお伺いしたいと思います。

それから2点目でございますけども、第1次大台町総合計画の実施計画の中では、川添小学校の屋内運動場耐震補強工事、それから三瀬谷小学校の屋内運動場及びプール改築工事、これは20年度に実施をすると、そして報徳病院の耐震診断調査も20年度に実施をすると、そして海洋センターの教養棟、それから管理棟については平成21年度に耐震調査を実施する予定であるというところでございます。優先順位が付いてまして、耐震化計画を立てておりますけども、かなり危険な避難場所も見受けられます。さきほど町長前田議員の答弁の中でも、いわゆるその日進保育園とか言われましたけども、そういったところが避難場所になっておるわけでございます。適時見直すことも必要ではなからうかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

場合によっては避難場所そのものの見直しも必要ではないかと思っております。無理に避難場所に指定して、かえって危ない建物も含まれているのではないかと思うわけでございます。調査をする予定はないのかをお伺い、避難場所の選定見直しにつきまして、町長の見解をお伺いいたします。

それから、去る6月15日日曜日でございますけども、熊野市の東紀州広域防災拠点を使った県とか地元市町、それから関係機関、県警とか自衛隊とかというようなところでございます。15の関係機関が参加いたしまして、災害発生時のヘリコプターによる人的輸送の手順を確認したということで、新聞で報道されておりました。県の防災ヘリとか海保の救難ヘリとか県警の航空ヘリとかいった、そのヘリコプターが合計7機出動いたしまして離発着を繰り返して、そうして進入進出路や負傷者急病者の緊急輸送、物資の集配広報などについて確認したということでございます。

こういった訓練も必要ではなからうかなと思うわけでございます。岩手・宮城内陸地震においても明らかのように、山間部では土砂崩れなどによる道路寸断のため、ヘリコプターでの救援活動がこれは余儀なくされたということでございます。県防災危機管理部などと連携をしてですね、実施する方向で考えられることはないか、そういった見解を伺いたいと思います。

それから防災マニュアル、防災マップの関係でございますけども、簡単な壁に貼るようなものでも良いので、前倒しでその作成を急ぐ必要があるのではないかなと考えますけども、見解を求めます。また外国人の方にもわかるような、例えば英文などの防災マップの作成計画についても提案をしたいと思うんですけども、お伺いをします。

それから最後にこの学校での避難訓練でございますけども、いろいろ考えておられまして、回数も法的なものもクリアしておると言いますか、やっておられるわけでございますけども、県内外を調べてみますと、毎月実施しているような学校もあるようですし、緊急地震速報やさきほどの言われましてけども、情報が入ったときに避難訓練をするというようなことも考えていくということでございますので、あらゆることを想定して実施をしていく、これが必要ではないかなと思うわけでございます。これについてちょっと教育長のほうからは、議長答弁いただいてよろしいでしょうか。以上、見解を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

まず、56年度の5月以降の建物についても、不十分な耐震構造なものがあるやないかと、これらの調査等もどう考えておるのやというふうなことでございますが、今ですね一般質問の住宅も含めてそうなんですけど、56年5月以前の建物に絞りながらですね、調査を進めておるといことです。調査だけでもそんなに多くはないんです。また実際に耐震補強となりますと、一般住宅ではほとんどないと、今1件計画があるようでもございますが、そのような程度でございます。

というようなことでございますので、まだ56年以降についてですね、これは財政的なことも絡んでまいりますんで、今のところ直ちにとりかかるとい考えはございません。

また、現在の危険な建物としてですね、危険なというより老朽化している建物等がございます。その中で避難所に指定をされているというようなものの中には存在すると思います。そういうようなことを調査をこれ当然やっていかなあかんというようなことでございまして、その後、耐震補強が必要

なら、その措置もとっていかなあかんというようなことでございますんで、そこら辺の調査もしてですね、すぐに耐震補強の計画を立てられない場合はですね、避難所としての指定の見直しを行っていくというようなことも、対応図っていかなあかんのじゃないかなとこう思います。そこら辺は柔軟に対応させていただきたいというふうに思います。

また、移送にはですね、やはりヘリというようなものが大規模な震災になりますと威力を発揮してくるわけでございます。このような移送にかかる訓練、あるいは条件的な整備、そういったようなの当然必要になってくるだろうというふうに思います。とりわけ町内には7つのヘリの離発着場を予定しておるといようなことでもございますので、そこら辺でですね、実際に訓練と言いましても道開けてくれたら開けただけで終わりというふうなことになりますんで、その実際のパニくった状態にはなかなかならないというふうなことでもございますので、なかなかこれ訓練と言いましても難しいことなんですけども、ここが離発着場ですよ、災害のときには道なんかも開けてくださいよというふうな看板とかですね、そういう周知を図っていく、そういうような必要性はあろうと考えております。

そういうふうな中でですね、この訓練なんですけども、実際にヘリを使って訓練というのは一般的には行われておりませんが、消防とそれから山岳遭難救助隊ですね、これが連携してここ災がい以後はまだないんですが、それまでは毎年、旧宮川のほうでは行われてきておりました。実際に人を釣り上げて運ぶ、そしてまたそれを救急車が乗せて病院まで搬送するという、そういったような対応もですね、やっていたわけでございます。今後もこれやっていかなあかんと思っておるところです。またここら辺は県の防災関係と連携を図りたいなと思います

また、防災マップなり防災マニュアルなんですけど、さきほども申し上げましたようにですね、現在、土砂災害対策法ですね、これの中で特別警戒区域、これ指定にかかる調査がずっと管内入っております。ということで、これらが20年度中にその結果が出てくるんやないかなと思います。そういった結果も踏まえてですね、さきに皆さんにお示ししないと今小出しして、また次出てくるというふうなことで、また混乱というふうになりますんで、そこら辺の調査の進み具合と連動させていきたいというふうに思います。

また、外国人にもわかるようにというふうなことなんでございますが、ここら辺もですね、なかなか今のところ外国人云々と言いましても、町民の皆さんに先にわかってもらわなあかんというようなことが、まず第一義的に考えていかなあかんのかなと思っておりますんで、この外国人対応につきましても考えてはいかなあかんとは思いますが、二次的なものになるのやないかなと思っております。

また、この学校での訓練ですね、これは火災の訓練とかそういったようなことも学校では行われて



おりますし、教育長もあとでお答えするかと思いますが、緊急地震速報等ですね、そういったような事態も伝えていかなあかん。先だってからのAEDの話よくありました。これも全部設置終わったようなことなんですけど、順次そういうような対応を図っていきたくて、こう考えておりますんでよろしくお願いしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君）

避難訓練につきまして、学校での避難訓練ですね

、につきまして小中学校の対応につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

小中学校におきましては、毎年地震や火災を措定しましての防災訓練、及び避難訓練を実施いたしております。内容としましては授業中休憩時において、地震や火災が発生したことを想定し、全学年を対象に屋外へ避難するといった訓練を、各学校年2回から3回実施しておりまして、一部防災計画等のマニュアルや役割分担を見直したりするといったことも実施をいたしております。

それで最近でございます。町長の答弁のほうにもございました緊急地震通報を設置いたしますので、このことにつきましてですね、これS波、P波というようなその観測をして、いわゆる数秒間の間にその対応するというような、数秒から数10秒の間に対応するというような、非常に緊急を要するものでございますけども、こういったものにも学校で取り付けていただければですね、どういうふうに対応していくのかというのを、早急に子どもたちと一緒に訓練をしなければならんということで、指示をしたところでございます。

そして子どもたちにつきましてはですね、先だっても校長会のときに今、四川の中学の地震もございましたのでその授業中、学校でありますと授業中に起こることが多いというようなことで、先生方大きな地震が起きたら、まず何と声をかけてどうしますんやなというふうな、問いかけをいたしましたら、やはり訓練ではまず机の下に潜れというように指示をするらしいです。それを指示しましたあとどうするのやなと聞いたら、いろいろこうありましたですが、いろいろな対応あるというようなこ

とですが、ただですね、机の下に潜れというのはなぜ潜らんなんのかということをお教えおるかな  
というようなこともですね、問い詰めてこの間話をしたようなことでもございまして、そういった訓練  
も小中学校ではやっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

-----  
議長（中西 康雄君）

濱井議員。

-----  
11番（濱井 初男君）

最後に1点だけ町長にお伺ひいたします。

いわゆるその施設に入所されている方とかですね、病院の入院患者さんなど、障がいのある人で  
ございますけども、こういった方たちの避難所の確保については、どういふふうにお考えになってお  
られますか、お伺ひしたいと思ひます。

-----  
議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

きちんとした避難所として持っておりますのは、大杉地域と領内地域に1箇所ずつございまして。そ  
の中では個室等も備えまして、障がい者等の方が寝たきりに近い方というのですか、そういった方  
たちが避難できるような、そういうものは備えて整えております。ただ、それ以外は公共施設とい  
うようなことで、本格的なそんなものになっていないというようなことでもございまして。ただ衝立  
とかですね、ちょっとした簡易な畳みがございますので、そういったようなものを体育館なり、い  
ろいろの公

共施設のロビーなり、そういったところに敷けるような形にはなっておりますが、事を立ててそういうことをやっていることではございません。またそこまでなかなか対策は行っていないというようなことでございますので、ご理解賜りたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

-----

11 番（濱井 初男君）

それでは 2 項目目に移らせていただきます。

障がい者、中高年者雇用（就業）の促進につきましてでございます。

昨年 4 月に第 1 次大台総合計画を補完する個別計画といたしまして、大台町障がい者計画が作成されまして、障がい者自立支援法に基づき 19 年度から 20 年度計画期間とした大台町障がい福祉計画がつくられて、数値目標達成のための施策を推進することとしております。

障がい者の雇用につきましては、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、地方公共団体も含めまして事業者は一定割合以上の身体障がい者、または知的障がい者を雇用しなければならないとされていまして、例えば民間企業ですと、常用労働者 56 人で 1 人の雇用が定められているものの、非常に厳しい現状でございまして、残念ながら三重県は最下位となっております。障がい者の自立支援の観点から就業による社会参加こそ大事であると言えます。

また、団塊世代の定年者をはじめといたしまして、中高年者にも経験豊富で働く意欲のある方も多数おられます。障がい者中高年の就業の場、及び社会参加の確保、拡大を推進するための町行政の役割という観点から、3 つほどお伺いいたします。

町内障がい者の就業状況と就業促進について、それから町内事業者（所）の雇用状況と雇用促進について、庁舎勤務の町の職員あるいはその他の公共施設職員の採用計画についての 3 点について、お伺いしたいと思います。特に法遵守の立場から障がい者の町職員への採用につきまして、特に見解を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは障がい者、中高年者雇用の促進についてお答えをいたします。

就業状況につきましては、障がい者の雇用促進法によりまして、民間企業、国、地方公共団体は一定割合に相当する人数以上、障がいのある方を常用労働者として雇用することが義務づけられておりまして、労働局は事業主等から毎年6月1日現在における障がい者雇用状況の報告を求め、これを集計した障がい者雇用状況を公表いたしておりますが、内容は県全体の数値でありますので、大台町の数値を把握することができませんでした。

また、福祉課では福祉的な就労の場であります小規模作業所、授産施設、職親制度等の利用者数は把握いたしておりますが、民間の事業所等の就業者数は把握していない状況でありますので冒頭にお断り申し上げます。しかし、障がいのある方の就業促進に取り組んでいくには、まず現状を把握することが大切でございまして、今後その状況についての調査等を検討していきたいと考えております。

次に、就業促進についてでございますが、さきほども申し上げましたが、民間企業、国、地方公共団体は障がい者の雇用促進法によりまして、一定割合以上を障がいのある方も常用労働者として雇用することが義務づけられているわけですが、現実には非常に厳しい状況にあると思っております。しかし、障害者施策の基本理念でありますノーマライゼーションを実現するには、職業を通じての社会参加が基本でありまして、障がいのある人がその適正と能力に応じて雇用の場に就くことを促進していくことが必要であり、公共職業安定所、県の委託事業である障がい者就業生活支援センターと連携を図りながら、障害のある人の就業支援を図っているところでございます。

また、町内の福祉的な就労の場として、真手地域総合センター内に小規模作業所を開設し、一般就労が困難な障がいのある方に対し、作業指導や生活訓練等を行い、一般就労への移行支援に取り組んでいるところでございます。今後も1人でも多くの障がいのある方が働く場を得て、働く喜びや生きがいを見出せるよう支援するとともに、町内の事業者に対して障がいのある方の雇用促進の啓発に努めていきたいと考えております。

2点目の町内の事業者の雇用状況と雇用促進についてのご質問でございます。平成19年の商業統計調査によりますと、卸売や小売業に属する事業所は、町内で202箇所、826人が雇用されておりますが、数字が示すとおりそのほとんどが小規模事業者であります。また平成18年度工業統計調査では、製造業に属する事業所は町内で52箇所、808人が雇用されておりますが、4人から9人の事業所が31箇所と60%近くを占めており、製造業におきましても小規模事業者が多い状況であります。

町といたしましては、第三セクターによる事業所の開設や、民間事業所の補助事業等を活用した事業拡大を支援し、安定的な雇用の場の確保を図ってきたところでもございます。今後は弥起井地内の町有地の有効活用とあわせて、交通の利便性が特に良い大宮大台インター周辺地域においても、整備を検討する必要があると考えております。

しかし、就業の場を確保する以上に問題となりますのが、企業が求める人材を地域で確保できるかということでございます。このまま推移しますと、若者の就業機会も暫減状況となることも懸念されますので、雇用促進と就業機会の創出は常に念頭においておかねばならないこととございますし、過疎化がより一層進行する状況の中、今後はIターンやUターンを受け入れた地域の活性化を検討するとともに、中高年齢者の雇用の場の確保についても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

3つ目に、障がい者、中高年者の採用計画についてお答えいたします。まず中高年者の採用につきましては職員の年齢構成上、若い職員が不足しておりますし、今年度は再任用制度により5名の職員を任用しておりますので、再任用以外での中高年の採用の予定はございません。ただ臨時職員や嘱託的な職員については、その都度考慮させていただきたいと考えております。

また、ハンディーキャップを持ってみえる方につきましては、社会が責任を持ってカバーしなければいけないという認識は持っております。地方公共団体は障がい者の雇用の促進に関する法律により、2.1%の障がい者の雇用率が適用されておりますが、県内の市町等の雇用率は1.85%で、当町におきましても2名の枠に対しましてゼロという状態で、県内15町の中で雇用なしの町はわずか2町でございますので、改善していかなければならないと思っております。

今後、職員の採用につきましては、定員管理適正化計画により進めていくことから欠員補充が少ないことや、また民間委託等の推進等により採用枠は少なくなっていくものと思慮されますが、障がい者の方がその特性や個性に応じて仕事が持てる職場づくりのため、今後は障がい者の方の採用について検討したいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

---

11 番（濱井 初男君）

1 点お伺いいたします。中高年就業者の雇用促進制度といたしまして、トライアル雇用の制度というものがああります。これはハローワークの紹介で企業に3ヶ月間雇用され、その間に就業上の必要な指導を受けて、その後本採用に移行ということをおねらいとしているものです。このことは昨年の12月に福祉センターでしたか、ハローワークの担当職員が来られまして、職場適用と就労支援についてということで説明がなされました。ハローワークが元締めでもあるわけでございますけども、このハローワークとの連携についてお伺いしたいと思ひます。

---

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

---

町長（尾上 武義君）

直接ですね、この中高年の雇用についてハローワークに問い合わせるとかいうふうなことではございません。私どもが採用をかけるおりに、広報なりそういう手段用いてやらせていただくと、こういうようなことではございます。そういうことでハローワークと特段連携をとっているというようなことではございません。

---

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

-----

11 番（濱井 初男君）

ちょっと聞き方悪かったんですけども、こういったハローワークの方に来ていただいて、そういった説明会の開催をですね、今後も引き続きやっていかれるかどうかということをお伺いしたかったんですが、いかがでしょうか。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

そのことにつきましてですね、必要に応じて対応させていただくということになるかと思いません。この町もですね、その障がい者雇用がゼロというようなことでもございますので、当然次の採用がありますおりには、これまでもそうやったんですが、特段その障がいのある方とか云々で採用かけているわけではなかった。したがって、誰でも応募できるという状況にはあったわけでございますが、健常の方ばかりであったというようなことでございます。

そういうことで、今後はそこら辺は留意していかなあかん問題であるというふうに思っておりますが、このハローワークと連携持ちつつ、またそういう説明会なり、そういったようなことにつきましては、必要に応じてですね、対応というのが出てくるんやないかなというふうに思います。ケースバイケースで考えていきたいというふうに思います。

-----

議長（中西 康雄君）

濱井議員。

-----

11 番（濱井 初男君）

次の質問に移らせていただきます。

協和中学校の今後のあり方についてでございます。

長年の懸案事項でございます協和中学校問題について質問をいたします。さきほど前田議員から質問されて考えておりました再質問等も重複している中身でございます。そういった内容につきましては、極力避けたいと思っております。

まず、教育長から説明がありましたとおり、本年の4月教育委員会と日進地区の7区の住民との懇談会が実施されました。さまざまなご意見がございました。これにつきましてはさきほど教育長が区によって意見が違っておって、取りまとめが非常に難しいとか、協中の思いといったことによってですね、なかなかまとまりがない。あるいは若干その意見が変わってきたと、将来は統合しても致し方ないといったようなご意見があったということでございますが、もう一度ですね、住民の声につきまして、もう本当にどのように受け止められてこられたか。今どういう感じでおられるか、教育長にお伺いしたいと思います。

それから2点目でございますけども、教育委員会が平成18年11月28日に作成した基本方針では、協和中学校が組合が解消した時点、平成21年3月で統合することが望ましいと、また町内小中学校についても平行して今後のあり方を検討していく、組合立が存続していく場合、平成28年3月を目途とするにつきましては、現在、住民のコンセンサスがとれていない。時間的にも理解を得ることは難しいということから見直しが必要と考えますが、この点につきまして教育長の見解をお伺いいたします。

3つ目でございます。大紀町との組合立の解消についての見通しにつきまして、管理者でございます町長にお伺いいたします。解消の場合はどういう手順、手法と言いますか、そういったものになるかも伺いたいと思います。

4つ目でございます。地区住民、保護者の協力のもと、協和中学校の今後のあり方につきましての考えを集約することが不可欠と思いますが、今後の取り組みについてどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

-----



議長（中西 康雄君）

教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君）

3番目の協和中学校の今後のあり方についてのご質問ですが、1点目、2点目と4点目につきましては、教育委員会からお答えをいたします。3点目については町長よりお答えをいたします。

最初に、1点目の日進地区住民との懇談会で、住民の声にどのように受け止められたかとの質問ですが、さきほど前田議員さんの質問で懇談会の実施状況を答弁させていただきましたが、7区の住民の方々と懇談を持たせていただきましたが、各区によって意見に温度差もあり、通学距離によって統合への理解はある程度得られているように感じた地区もありました。

しかし、協和中学校周辺地域では統合により日進地区から中学校がなくなることで、地域の過疎化や発展性の疎外感を危惧する意見の声が大きく、なかなか統合に理解が得られない状況でありました。しかし、近い将来は生徒の減少もあり検討すべきであるという前向きなご意見もいただきました。

また、平成21年3月31日をもって組合立を解消することについては、大紀町の考え方もあり、各区の多くの皆さんにご理解をいただいたと感じております。今回の懇談会での日進地区全体としてはやはり反対意見が強く、今後もなお一層の努力が必要であると感じております。

2点目の教育委員会の基本方針について、住民のコンセンサスがとれない現在、見直しが必要であると考えますが意見を伺うとのご質問ですが、教育委員会の基本方針の中で、協和中学校は組合立が解消した時点、平成21年3月でございますが、統合することが望ましいということで進めてまいりましたが、住民の方々とコンセンサスがとれていない状況の中、平成21年4月の統合は時間的に大変困難であると考えますが、統合していただきたい基本方針は変わっておりません。

また、組合立が存続していく場合、平成28年3月を目途とする方針は組合解消後に検討する必要があると考えております。

4点目の住民、保護者の協力のもとコンセンサス形成が不可欠と思いますが、問題解決のための今後の取り組みについてのご質問でございますが、前田議員さんにも答弁をいたしましたように、将来のことを考えますと、引き続きこの統合問題は地域の皆さんと継続して話し合いができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

それでは3つ目の大紀町との組合立解消についての見通しにつきまして、お答えをいたします。

この協和中学校につきましては、両町教育委員会の基本方針によりまして、来年3月31日をもって解消する方向で進められております。現実には大紀町教育委員会では、19年度の入学生6名中4名が、また平成20年度には4名中3名が、校区外通学の許可を得て大宮中学校に入学する措置をとられております。したがって、現在の生徒数は69名のうち13名が大紀町の生徒でございますが、平成21年度には3名の生徒になりますことから、組合立解消は具体的なものであると考えております。

このような状況を踏まえまして、3月の組合議会でも同じ質問がございましたが、教育委員会の事務を進めていくうえで、6月か9月の両町議会に解散の協議案を提出いたしたい旨答弁をいたしております。この6月議会では解散後の事務の承継団体の指定協議案を両町で提案いたしましたので、解散協議案については9月議会で提案をさせていただく予定をいたしております。

なお、教育委員会の基本方針であります組合解消をした時点で、統合は望ましいという方針は今のところ時間的には難しいと思われまますので、解散協議案とあわせて大台町立学校設置条例に協和中学校の設置を加える議案も提案いたしたいと思っております。

私は本来ですと、この9月議会あたりで協和中学校の校名をなくして、大台町立大台中学校と、そういう形で旧大台地域を一本にまとめたいとそういう考えもございます。しかしながら、そういう環境整備は整っていないというようなことでもございますので、時間的に大変それは無理があるというようなことで、まずは解散の協議案ということにさせていただくところでございます。引き続き同時に協和中学校の設置を行う、そういう条例案も提案することといたしたいと考えております。

で、その後が一番問題でございますが、引き続きですね保護者やら地域住民の皆さんとの話し合いを積極的に進めていかなあかんというようなことでもございます。私思っておりますのは、生徒数がこれからも平成31年になりますと39名ですか、そういうようなことになってまいります。このことは極論をすればですね、子どもさんの損失につながってくるのではないかと、そういうことを強く思っ

ているところでもございまして、そこら辺のですね、それは数学とか理科とか英語とかですね、一定の学力というのは少なくとも多くてもそれは付いていくもんだと思います。

しかし、人間として大事な部分、社会性とか、あるいは積極性とか、人が努力する姿を見るとか、いろんなその人間と交わりながらですね、大きくなっていく人間形成、人格形成というふうなことになりますと、より多くの人と接するという事は、非常に大事なことであろうと思います。そういう意味で知らない間に損失を被っているのは生徒ではないかなと、そういう思いを持っているところでございます。

そういうようなことを思いながら、何とか早くというふうなこと思っているところでございます。そういうことで地域のご理解というものをしっかりいただかんらんということを思いますんで、今後も引き続き努力を重ねていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

-----

議長（中西 康雄君）

濱井君。

-----

11 番（濱井 初男君）

耐震補強工事が本年 2 月に終了して、ひとまず生徒の安全が確保されたこととなります。今後につきましては区長と連絡を密にして、そして最終的にはしこりが残らないような形、さきほど前田議員が円満にという言葉使われましたが、それぞれの考えを尊重して、そして進められるよう求めたいと思っております。

教育長も過去のように成果なしとなることだけは、避けたいとそれを述べられております。そのためには何よりも生徒のことを最優先しながら、地域住民、保護者の考えを総括的に把握するといったことが大事かなと思うわけです。意見集約の 1 つの方法、選択肢として、これ今どうやということではないんかわかりませんが、地域住民のアンケートの実施を教育委員会主体で、あるいは教育委員会と区長さんの合同で実施したらどうかというような意見も聞ききます。そんなこともあるんですけども、これについて最後にちょっとお伺ひして終わりにさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

教育長。

-----

教育長（谷口 忠夫君）

ただいまご指摘いただきました、そのアンケートの件でございますが、現在4月の17日から21日にかけて行われました各地区の懇談会の席上におきまして、区によりましてはですね、地域の区の区民に下ろしまして、また皆さんと協議をするというような区もございますので、そうしたところを私どもしばらく静観させていただいて、その成り行きを見させていただきたいというふうに思っております。

そうした中で、そういった意見も整いましたら、私どももまた改めて区長さん方にお声をかけさせていただきまして、今後の対応についてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、そのアンケートの件でございますけども、それも1つの手段かも知れませんが、そうしたことは今後区長さん方とですね、お話を進めていく中で、またいろいろお話をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

濱井議員の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----

休会日について

-----

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

議事の都合、議案調査のため、6月19日休会といたしたい思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、6月19日を休会とすることに決定しました。

---

散会の宣言

---

議長（中西 康雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は6月20日、金曜日、午前9時より再開いたします。

皆さん、ご苦労さんでございました。

（午後 2時 44分）